（第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門原価の算定）

第十七条の三　前条第一項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。）は、別表第九の五の第一種公衆電話機台数削減区分別費用明細表に記載された費用とする。

（設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定）

第十八条　設備管理部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等及び第十条の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七条の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。

別表第１（第６条関係）　法第108条第１項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

［略］

		収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価		
１　施行規則第14条第１号に掲げるもの	⑴　同号イに掲げるもの					
	⑵　同号ロに掲げるもの					
	⑶　同号ハに掲げるもの					
	小　計					
２　施行規則第14条第２号に掲げるもの	⑴　同号イに掲げるもの					
	⑵　同号ロに掲げるもの					

［新設］

（設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定）

第十八条　設備管理部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等及び第十条の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により、基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。

別表第１（第６条関係）　法第108条第１項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

［同左］

		収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価	設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
１　施行規則第14条第１号に掲げるもの	⑴　同号イに掲げるもの				
	⑵　同号ロに掲げるもの				
	⑶　同号ハに掲げるもの				
	小　計				
２　施行規則第14条第２号に掲げるもの	⑴　同号イに掲げるもの				
	⑵　同号ロに掲げるもの				